

加工食品品質表示基準の一部改正案に関する パブリックコメントの募集結果について

消費者庁食品表示課

このことについて、平成22年11月22日から平成22年12月21日までの間、消費者庁ホームページを通じて、意見を募集したところ、42件の意見が寄せられ下記のとおり取りまとめました。

記

- 1 意見公募期間及び提出方法
 - (1) 意見公募期間
平成22年11月22日から平成22年12月21日
 - (2) 意見提出方法
郵送、FAX又は電子メール
- 2 意見募集の結果
全件数 42件
(うち17件は、当該基準改正案に関係しない意見でした。)
- 3 提出された意見と消費者庁の考え方
別紙のとおり。

提出された意見

(別紙)

意見の内容	消費者庁の考え方
案に対し推進又は肯定的な立場の意見	
「黒糖及び黒糖加工品」、「こんぶ巻」に原料原産地表示を行うことに賛成です。	ご意見のとおり「黒糖及び黒糖加工品」及び「こんぶ巻」を原料原産地表示の対象品目に追加します。
改正案に全面的に賛成します。原料原産地を気にする人にとっては、必要な情報が増えることになり、全く気にしない人にとっても、表示が増えたところで害が発生するものではないし、更にどちらでもない人にとっても、考慮すべき情報が1つ増えることになります。	
現在検討されている昆布巻き表示義務化について、消費者の皆さんが輸入品と国産品とを正確に認識した上で選択することができることとなり、昆布に思いを込めて生産する一次産業の生産者にとっても大変励みになるものと受け止めております。長年、コンブ加工品(昆布巻き)の原産地表示の義務化について生産者団体と連携して取り組んできたところであり、義務化されることを期待しております。	
黒糖及び黒糖加工品に関し、原料原産地表示を義務づけることに関しては賛成いたします。	
「黒糖・黒糖加工品」に対する原料原産地表示義務化に賛成でございます。 本年3月に施行された食品表示に関するQ&Aにて、黒糖の定義は、「黒糖とは、さとうきびのしぼり汁に中和・沈殿等による不純物の除去を行い、煮沸による濃縮を行った後、糖みつ分の分離等の加工を行わずに、冷却して製造した砂糖で、固形又は粉末状のものをいいます。」となり、製法に基づいて表示することとなりました。市場には、国内産以外にも、タイ・中国・ポリビアなどから、先記定義に該当する黒糖が輸入されています。消費者に対して原産国を明らかにすることによって、黒糖に対する理解と関心が深まると考えています。(2件)	
原料原産地表示の拡大については、当該食品事業者においては表示ラベルの物理的制約等から、その実施については依然として厳しい状況にあります。しかし、今回の「黒糖及び黒糖加工品」及び「こんぶ巻」に係る加工食品品質表示基準の一部改正については、「20食品群」の多くの品目との加工度の差異等に問題意識も持つものですが、義務化要望の状況等から基本的には余儀無いものと考えます。但し、以下の点については確認させていただきたく、お手数ですがお取り計らい下さい。 1. 昆布巻きの範囲について こんぶ巻とは、こんぶを巻いたものすべてなのか。また、加工度が高い二次殺菌、レトルトパウチ商品なども含むものなのか、その定義を明示していただきたい。 2. 「20食品群」同様に50%以下の原材料については、表示義務の対象外という、義務対象品目選定の際の基本的な考え方、要件が堅持されていると理解して問題無いのでしょうか。 3. 組合せ商品(おせち詰め合わせ、弁当のおかず等)で、こんぶ巻を使用した場合は、製品全体の50%超えない場合には、表示義務の対象外と考えてよろしいでしょうか。 以上の点につき確認をさせていただきますようお願い申し上げます。	<p>・「こんぶ巻」については、原料に使用する昆布を原料原産地表示の対象とし中芯の具材や干びょう等は対象外とすることをQ&Aで明記します。また、調理冷凍食品に該当するもの並びに缶詰、瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当するものは対象から除外することをQ&Aで明記します。</p> <p>・「黒糖及び黒糖加工品」及び「こんぶ巻」については、製品原材料のうち黒糖又はこんぶの重量の割合が50%以上である商品を適用とします。</p> <p>・組み合わせ商品については、原料原産地表示の対象外と考えています。</p>

意見の内容	消費者庁の考え方
案(2品目の追加)に対し慎重又は否定的な立場の意見	
<p>原料原産地表示の義務対象品目に2品目を追加する改正案には、次の理由から強く反対する。</p> <p>(1) 食品表示部会では多くの慎重意見が出されているにも拘わらず、これらについて十分な議論が尽くされたとは言いがたく、また消費者庁には十分な議論を尽くそうという姿勢も見られず、その対応は合理的な根拠もなく極めて不透明であり、今回の改正案については到底納得できるものではないこと。</p> <p>(2) 品目選定の基本要件に基づいて、きちっと検証されていないこと。消費者庁は誰でもが納得できる資料を食品表示部に提示し、議論を尽くすべきである。</p> <p>(3) 国内産黒糖については生産が極めて不安定であることから、加工品まで義務化することに伴う頻繁な容器包装の変更は中小零細な黒糖加工品製造事業者にとっては過大な負担となるので、一旦輸入黒糖原料に置き換わったものは国内産黒糖には戻らないこととなる。生産者団体が主張する国内産黒糖の消費を拡大するためには、原産地表示を義務化することよりも国内産の安定供給体制を確立することが先決であること</p> <p>仮に今後の検証によって「黒糖」の優先順位が高くなった場合にあっては、黒糖加工品については、事業者、消費者等の混乱を避けるためQ&A等において「黒糖の原料使用割合50%以上のもの」が対象となることを明記すべきである。また、既に「こんにやく」の指定によって「こんにやく原料50%以上のこんにやく加工品」も含めて義務化の対象としている考え方からすれば、「黒糖」の指定とすべきである。(2件)</p>	<p>黒糖は、さとうきびを搾ったものを固めたものであるため、黒糖加工品として、製品原材料のうち黒糖の重量の割合が50%以上である商品に適用することとしました。その内容はQ&Aに明記します。なお、意見については、今後の原料原産地表示の拡大の意見として承ります。</p>
<p>■「黒糖及び黒糖加工品」、「昆布巻き」共通</p> <ul style="list-style-type: none"> 原料原産地表示の拡大に向けた検討の中で対象品目の要件についても再度検討を行なっていると聞いている。今回の改正対象になっている両品目は、緊急性を要する案件ではないので結論急がず、要件を確定した上で再度検討を行い追加の可否を判断すべきだと考える。 原料原産地表示の「黒糖」「黒糖加工品」「昆布巻き」適用範囲を明確にしていきたい。 本件を実施する場合には経過期間(2年以上)を設定していただきたい。 <p>■「黒糖及び黒糖加工品」について</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般的には、黒糖＝黒砂糖と認識されているものの、業界の一部には「黒糖」と「黒砂糖」とは定義が異なるとの認識がある。日本標準商品分類では、黒砂糖は記載されているが、黒糖は記載されていない。したがって、「黒砂糖」と「黒糖」の定義については行政(消費者庁)の判断を望みます。 <p>■「昆布巻き」について</p> <ul style="list-style-type: none"> 昆布加工品のうち「昆布巻き」のみが今回対象とされているが、「昆布佃煮」「とろろ昆布」等の要件Ⅰ、要件Ⅱを満たすものも対象とすべきではないかと考える。 	<ul style="list-style-type: none"> 「黒糖及び黒糖加工品」、「こんぶ巻」の適用範囲については、Q&Aで明確にしていきます。また経過期間についても関係者の意見や商品特性等を考慮し設定したいと考えています。 黒糖と黒砂糖の定義については、御意見として承ります。 昆布佃煮等については、細切した製品が多いこと及び国内昆布の使用割合が高く消費者の選択に混乱をきたす可能性が低いことから、今回は義務化の対象としないこととしましたが、今後の対象品目の意見として承ります。
<p>(1)結論 今回の追加予定品目は、これまで対象品目を拡大してきた議論の延長線上で必然的に候補として挙げてきたものではなく、一部業者、自治体の自社(地元)製品を差別化して高く売りたいという要請に対応したものであり、消費者の適切な商品選択に資するという本来の食品表示の目的に沿うものではない。このため、この2品目を追加には反対である。</p> <p>(2)理由等(黒糖について)</p> <ol style="list-style-type: none"> ①黒糖・黒糖加工品の原料原産地表示にかかる議論は、いわゆる黒糖と輸入黒糖や含みつ糖などとの差別をどうするかといった原料原産地表示の本筋から外れた議論に終始してきた感が否めない。 ②この問題の整理は、個別の品質表示基準や表示の公正競争規約の策定、もしくは、地域商標登録団体などで対応すべき事案である。特に今回、2次加工品にまで踏み込んでいるが、加工品の原料は一次加工品のケースが多く、これまでの議論を逸脱するものではないかと考えられる。 ③いずれにしても、これまでの検討の蓄積を踏まえ、その延長線上で関係者の納得を得られる方法で検討を進めるべきである。 	<p>2次加工品に該当する原料原産地表示の対象品目は、もちやくこんにやくなど既に対象品目としているものもあるため、今回追加する品目がこれまでの議論を逸脱するものとは考えていません。なお、意見については、今後の原料原産地表示の拡大の意見として承ります。</p>
<p>【意見】 加工食品品質表示基準別表2に、主な原材料の原産地表示を義務づける加工食品として「黒糖及び黒糖加工品」及び「こんぶ巻」を追加する改正を行うことに反対です。</p> <p>【理由1】 新たに義務対象品目を追加することは時期尚早です。義務対象品目は平成19年に緑茶飲料及びあげ落花生が追加され、平成21年10月に完全義務化になったばかりであり、今は、①義務対象品目の定着、②現状の表示方法での事業者の自主的取り組みの推進、③パッケージ表示以外のホームページでの原料原産地情報提供の推進等を計る時期であり、今拙速に、新規に義務対象品目を追加する必要はないと考えます。また、現在消費者委員会食品表示部会では義務対象品目の選定の基本的考え方について、消費者委員会としてどう考えるかについて調査会を設置して根本論議がされようとしており、義務対象品目の追加はこの根本論議に一定の結論が出た後に行うべきと考えます。</p> <p>【理由2】 義務対象品目に「黒糖及び黒糖加工品」及び「こんぶ巻」が選定された理由が不明瞭です。義務対象品目の選定は基本的要件である「要件Ⅰ：原産地に由来する原料の品質の差異が、加工食品としての品質に大きく反映されると一般的に認識されている品目のうち、「要件Ⅱ：製品の原材料のうち、単一の農畜水産物の重量の割合が50%以上である商品」に適合することが大前提と考えますが、今回選定された「黒糖及び黒糖加工品」及び「こんぶ巻」は基本的要件への適合性を第一に考えるのではなく、単に消費者からの拡大の要望の高い品目で実現可能性が高い品目であることから選定されたのではないかと思えません。</p>	<p>加工食品における原料原産地表示の義務付けを拡大することについては、消費者基本計画(平成22年3月)及び食料・農業・農村基本計画(平成22年3月)において加工食品における原料原産地表示の義務付けを着実に拡大することが求められているため、実現可能性の高い品目から随時対象品目の拡大を進めていく考えであり、これまでの議論も踏まえて案のとおりとします。なお、意見については、今後の原料原産地表示の拡大の意見として承ります。</p>

意見の内容	消費者庁の考え方
<p>1. 意見項目 加工食品品質表示基準別表2に、主な原材料の原産地表示を義務づける加工食品として「黒糖及び黒糖加工食品」及び「こんぶ巻」を追加することについての意見</p> <p>2. 意見及び理由 (1)意見 原料原産地表示を義務付ける加工食品の対象としてこれ以上の品目追加は、差し控えていただきたい。</p> <p>(2)理由 ①原料原産地表示の対象としては現行の品目で充分であり、これ以上の品目追加は、原料原産地の調査・確認、頻繁な原材料産地の切り換えへの対応、物理的な表示スペースの制約、原材料原産地が不明な輸入中間加工品の対応、包材表示の変更等による膨大なコストアップにつながるものであり、最終的には一般消費者の負担を増大させるものと考えられる。</p> <p>②「消費者への食品情報の提供のあり方について報告書案(食品企業の商品情報の開示のあり方検討会)」においても「消費者のニーズに応じた情報提供を行うためには、消費者のニーズが多様で変化することを踏まえ、食品事業者が提供する情報や手段を選択し、組み合わせることが必要である。したがって、一定の情報提供を法令により義務付けるのではなく、食品事業者が自主性を発揮することができる仕組みとする必要がある。」とされており、任意表示等で充分対応可能であると考えられる。</p> <p>③原料原産地表示を広範に義務付けている国はなく、国際規格(Codex)では原料原産地は表示すべき項目に入っていないことから、非関税障壁につながる恐れがあるものと考えられる。</p> <p>④国内製造品のみ原料原産地表示を義務付けることになり、国内の加工食品製造者のみに負担をかけ、日本における国際競争力低下につながる恐れがあるものと考えられる。以上</p>	<p>加工食品における原料原産地表示の義務付けを拡大することについては、消費者基本計画(平成22年3月)及び食料・農業・農村基本計画(平成22年3月)において加工食品における原料原産地表示の義務付けを着実に拡大することが求められているため、実現可能性の高い品目から随時対象品目の拡大を進めていく考えであり、これまでの議論も踏まえて案のとおりとします。なお、意見については、今後の原料原産地表示の拡大の意見として承ります。</p>
<p>加工食品の原料原産地表示は、以下の課題等があるため、食品製造事業者の自主的取組を推奨する方向で行うことが適切であり、義務付けは慎重に検討願います。</p> <p>1. 食品表示部会の運営方法として、委員からの様々な意見を踏まえた論点整理を行い、当該論点について一つ一つ丁寧に審議を行い、委員が納得できる結論を得るように改めること。新たに設置された調査会の運営も、同様であり、さらに実行可能性等について事業者等から十分にヒヤリングを行うこと。</p> <p>2. 「黒糖及び黒糖加工食品」、「こんぶ巻」における原料原産地表示の義務付けは、国産振興等の観点からとみられるため、「特色のある原材料等の表示」(強調表示)が最も適切であること。</p> <p>3. そもそも加工食品の原料原産地表示には、以下の課題等があること。</p> <p>1) 国際規格(Codex)との整合をとる必要があり、国際的に義務付けられていない表示を求めることは、原料調達に制限され食料の安定供給に支障をきたすこと。</p> <p>2) 加工食品は、品質及び生産の安定を図るため、原料の調達先・配合等を複数化し頻繁に変更していることから、原産地の変更と包材等の変更とを完全に一致させることは、事業者、特に多数の中小零細事業者(事業所数の99%)にとって難しいこと。表示ミスの可能性が格段に高まり、製品回収・廃棄や包材ロスが相当の量になり環境への負荷が増大すること。昨年より原料原産地の偽装には直罰規定が設けられたため、実行可能性が十分に担保されることが必要。</p> <p>3) 「大括り表示」については、加工食品は一つの原材料について「国産」原料と「外国産(輸入)」原料との頻繁な切り替え、併用等が通常行われているため、表示は「輸入又は国産」等となって優良誤認の恐れがあり表示できないこと。「輸入中間加工品の原産国表示」も、原料原産地ではないため消費者の混乱を招くこと。</p>	
<p>今回、意見募集のあった「黒糖及び昆布巻き」の原料原産地表示に関しては論理的に疑義があり、次のとおり意見を申し上げます。</p> <p>1. この2品目に原料原産地表示(以下、原表示とします。)を義務づける理由が定かではありません。これまでの議論経過を見る限り、表示を積極的に支持する主たる意見は、「国産が安全」、「国産であることが販売上有利になる」、「〇〇産を強調したい」というものでした。これらは、JAS法に基づく任意の強調表示で十分に対処できる性質のものであり、義務表示の趣旨に合致するものでないことは明確です。JAS法の趣旨に基づく適正な判断を期待いたします。</p> <p>2. 法運用を巡る混乱は、JAS法における原材料の定義が明確でないことに起因しております。現在、原材料については、「内容物・製品を構成する成分」と「起原となる農林水産物」という2つの考え方が混在していると考えます。消費者庁は、「原料原産地表示拡大の進め方に関する調査会」を発足させるお考えですが、拡大議論の前提として、農林水産省所管時代に生じたこの混在した運用を改めるため、原材料に関する明確な定義に関する検討を行うべきであります。私論を申し上げます、私は自らの栄養管理を行わなければならない者として、栄養に関する情報として有効な内容物(構成成分)表示が優れていると考えます。</p> <p>3. 食品原材料の調達はグローバルになり、起原原料ではなく中間加工品の流通が増える傾向にあります。これらを原材料として製造する国内加工食品業者にとって、自らが入手した直前の原材料に関する情報のみが正確なものであり、その起原を正確に遡及することは事実上できない状況にあることの認識をいただきたいと考えます。起原原材料にまで遡るためには国際的な共通認識と了解が不可欠ですが、国際的な表示の基準となるCODEXにおいては「原材料の性質が大きく変化する場所を原産国」としております。消費者庁に置かれては、「原料、原産国とは何か」という議論を行い、それがグローバル化する商品流通のなかで実行可能かどうかを検証する作業を先ず先行させることが重要であると考えます。その上で必要となれば、国際的な発信を行いCODEX等の場での議論を主導されるべきであると考えます。これらが行われることなく、国際ルールを逸脱したローカルルールを課することは、事業者に混乱を招くだけであると考えます。</p> <p>4. なお、食品表示部会における議論が熟議であったかどうかについて疑義があります。一方的な部会長預かりという議論の打ち切り方は、熟議を優先するという現政府のご方針と余りにも懸隔のある結果と評価せざるを得ません。また、その後の議論の経過も見えないまま委員長決定が行われるという事態は、民主主義の原則に照らして不透明さを免れ得ないものと考えます。仮にこれを政治主導とするのであれば、論理的な熟議を経て、論理、倫理、結果のすべてにおいて可とする最終判断を下すことを政治主導ととらえる私には到底理解できないことでもあります。</p>	

意見の内容	消費者庁の考え方
こんぶ巻の原料原産地義務化に関する意見	
<p>こんぶ巻についてですが、基準別表2では、一般に調味液で加熱調理し煮た食品を対象外にしており、こんぶ巻も調味液で加熱調理し煮た食品なので、別表2に加えるのは、妥当でないと思います。実質的にも、調味液で加熱調理し煮た食品は、水加減、調味料の配合の加減、火加減等の複雑な加工過程を経ており、あえて表現の自由を制限してまで表示義務を課すほど原料の原産地は重要ではないと思います。一般に、優良な原産地の原料を使用した食品については自発的に原産地が表示されることを期待できるので、これにより消費者は優良な原産地の原料を使用した食品を選ぶことができるため、それほど原料の原産地の表示義務を拡大する必要はないと思います。</p> <p>1.私は主婦の立場で申し上げたいのですが、なぜ「昆布巻き」だけなのか疑問を抱きます。原料の昆布を加熱し味付けするなどの工程から考えたら、加工度は高いと感じておりました。また、干瓢や中しんの表示は行わず、昆布だけの原料原産地表示を義務付けるのは理解に苦しみます。</p> <p>2.私は、昆布巻き製品を頻りに買いますが、やはり価格が安いほうを購入します。世の中は「食の安心安全」に偏る傾向がありますが、中国産の昆布でも、品質等に問題がなければ引き続き購入いたします。一方、北海道産昆布は高額です、原料表示をしたからといっても北海道産の昆布巻きを買いますかと言われたら、多分今まで通りあまり買いませんと答えるでしょう。</p> <p>3.消費者庁は消費者の立場に立った組織であると思いますが、今回の昆布巻きの昆布の原料表示は、何か他の意図があって進めているものなのでしょうか？生産者側に立った取組みとしか見られません、もっと一般消費者の目線で意見を幅広く吸収して取組んで頂きたいと感じております。</p>	<p>「こんぶ巻」の選定については、20食品群を選定した基本的な要件に該当するか流通実態調査を行い、①昆布の味付け、包装、殺菌等の工程は、原料原産地表示を義務付けている「あげ落花生」等と同様と考え、②もちは、もち米のみで又はもち米に米粉、とうもろこしでん粉等を加えて製造、包装したものを対象とし、草餅、豆餅のように、副原料を使用した包装もちについても対象としていることから昆布巻に使用する干びょうや具材についても同様と考え当該要件に該当すると判断し対象品目に選定しました。</p> <p>加工食品における原料原産地表示の義務付けを拡大することについては、消費者基本計画(平成22年3月)及び食料・農業・農村基本計画(平成22年3月)において加工食品における原料原産地表示の義務付けを着実に拡大することが求められているため、実現可能性の高い品目から随時対象品目の拡大を進めていく考えであり、これまでの議論を踏まえ案のとおりとします。なお、意見については、今後の原料原産地表示の拡大の意見として承ります。</p>
<p>今回の原料原産地表示拡大品目の中で、「昆布巻」について当初から「まず義務化ありき」の消費者庁内の議論には大いに疑義あり、下記に反論と義務化反対の意見を申し述べる。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 当初の公募による「昆布巻」に対する突出した表示義務化の意見は、昆布生産者の多い北海道地区に集中しており、生産者と地元自治体が仕組んだ地元のエゴそのもので、量販店の意見でも明らかなように大半の消費者は特に表示を求めておらず、義務化への公正な意見とは言い難く、消費者庁は消費者の名のもと無理矢理これを押し進めてきた。</p> <p>2. 北海道昆布の生産業者は怠慢の上なく、漁業権問題や採取者の高齢化対策等を放置して、長年に亘り生産効率の改善努力を怠って来ており、道産昆布が品薄となるのは当然で、これによる価格の高止まりには手をつけず、デフレ続きの製品安で苦しむ問屋やメーカーが手を出せないのは当たり前であって、それを表示義務化問題に転嫁するのは筋違いと言える。</p> <p>3. 今後、昆布生産者は従来の古い考えは捨て、漁業権移転の自由化や採取従事者の指導・育成にもっと真剣に取り組む、真の生産性向上に努めて問屋・メーカーが受入可能な妥当且つ適正な価格のもと、販路拡大に最大限自助努力をすべきである。この義務化要望を受け入れようとする消費者庁も、これらを監視して量産体制に向けた施策の指導・監督責任が当然に生ずると考える。</p> <p>4. 品目横断的なルールに照らし合わせた場合に、高次加工品である「昆布巻」だけが何故表示義務化の対象なのか、表示義務化の根底である品目横断的なルールが、何時、何処で誰によって変えられたのかが不明確である。消費者庁はそれについての明快な説明をしていない。</p> <p>5. 「昆布巻」の昆布のみ原産地表示を義務化し、義務化しない中芯や結び止めの干瓢の表示がなされていない場合の消費者の混乱は想定しているのか、また、これら追加の表示義務化の議論を新たに起こそうとしているのか、消費者庁は今ここで明快に示すべきである。</p>	
<p>1. 平成22年3月に開催された原料原産地表示に関する意見交換会後の意見募集において、多数の意見が寄せられたとありますが、そのほとんどが生産者の多い北海道に集中しており、一般消費者の関心とは異なる地元の利害が意見に大きく影響していると思われ、審議する上での公平性に疑問を感じる。</p> <p>2. 昆布巻は既存の義務対象20品群と照らしあわせても、多くの加工工程を経る加工度の高い物であり、新たに義務表示とする上で判断基準が理解し難いので、解りやすい説明が欲しい。一般消費者もそれを望んでいると推察する。</p> <p>3. 昆布巻の中には、最終製品においても昆布の重量が50%に満たない物も数多く存在し、その場合「単一の農畜水産物の重量が50%以上である商品」とする表示要件にそぐわないため、表示義務から除外されると思われるが、一般消費者にとっては、その違いは理解し難く混乱を招く恐れがある。</p> <p>4. 一般消費者の選択に資する目的に沿って、自主的に昆布巻加工メーカーの中には、昆布の原料原産地表示を実施しているところもある。また昆布巻商品の消費が全体として毎年落ち込んでいる環境を鑑みると、現状では義務表示化に一気に突き進んで業界や一般消費者の混乱を招くより、業界として自主的な表示の推進を図る事を選ぶ方が妥当と思われる。</p>	
<p>①公募による義務化賛成意見の多くは、昆布の生産地である北海道に集中しており、これをもって、消費者の要望が強いとは言いがたいと考えます。</p> <p>②原産地表示を義務付ける食品の要件を満たす、という基本的な考え方にはそぐわない感じがします。昆布巻はかなり加工度の高いものと言えそうです。</p> <p>③昆布巻は芯に魚介などを巻いた商品が多く、またかんぴょうのくくりもあり、その芯やかんぴょうについての原産地表示の必要性がないとなれば、かえって、消費者に誤解を生じさせかねないと思われます。</p> <p>④WTOの原産地規則に関する協定において公平性、透明性、一貫性及び中立性を確保することと規程されており、今回の義務化についても①～③を鑑みて、国内産業の保護目的と解釈されかねないと思われます。</p>	
<p>今回の加工食品品質表示基準の一部改正(案)については、平成21年8月の「食品の表示に関する共同会議」において取りまとめられた基準に基づき対象品目の選定を行ったとされておりますが、昆布巻が当該基準に該当する具体的な説明(加工の程度、品質の差異等)をお願いいたします。</p>	

意見の内容	消費者庁の考え方
黒糖及び黒糖加工品の原料原産地義務化に関する意見	
<p>沖縄県、鹿児島、高知県等あるいはタイ、ブラジル等でも同じ製法で黒糖は作られています。消費者が黒糖に望むことはさとうきびのミネラルを豊富に含み独特の風味や味があるおいしい健康食品であることであり、地域や国を問わず同じ製法であれば品質差はあるものの黒糖です。原産地は、黒糖(国内産、タイ産)等と表示することで認識が可能となりますが、それは黒糖の品質を担保するものではなく、自然の影響で生産量が毎年変動する黒糖の原料原産地表示は、資材替え等で廃棄資材の増加にも繋がります。「沖縄黒糖」は地域団体商標に登録されており、原材料として沖縄黒糖と表示することで他の黒糖と差別化を図ることが出来ます。加工黒糖につきましても複合原材料表示が必要であることから原材料に沖縄黒糖と表示することで他の黒糖との差別化を図ることができ、原産国の表示は必要ないものと考えます。</p> <p>原料糖と糖蜜からなる黒い砂糖である加工糖が黒砂糖として販売され消費者に誤認を招いています。加工糖や糖蜜には定義がなく原料糖と糖蜜は原料原産地表示が不要であり、黒糖を含まない加工糖が沖縄黒糖の販売に影響しています。</p>	<p>消費者の商品選択の観点から、沖縄黒糖と表示するだけではなく、輸入品についても原料原産地表示が必要と考え、案のとおりとします。</p>
<p>かりんとうの原材料である黒糖は、以前は沖縄産を多量に使用していましたが、生産量が少なく、台風や早魃の影響により年毎の生産量が安定せず、需要と供給のバランスが不安定となる上、焼酎・泡盛・酢への使用が優先される等、常に原料確保に振り回されております。同時に、量販店等の価格競争のあおりを受け、安定供給・コスト削減の面から現在では沖縄、タイ、中国、ブラジル等の黒糖を使用しております。</p> <p>上記現状において、下記の理由により、かりんとうに使用する黒糖の原産地表示が困難であると異議申し上げます。</p> <p>①複数の国の黒糖を使用しており、一国に統一できない。(その年により生産量がまちまちであり、複数の国の黒糖を随時混合し使用している。)</p> <p>②生産年や産地・ロットにより風味が異なるため、味を調える為にその都度黒糖の配合を調整している企業も多い。</p> <p>③下請けメーカーが多く、一回作った袋を使い切るのに2～3年かかる場合が多く、容器包装の無駄が生じる。</p> <p>④3～4人の家内企業も多く、表示義務化の徹底が難しいと同時に死活問題になる。</p> <p>⑤本来のかりんとう以外のかりんとうの名称をつけた「饅頭・せんべい・スナック・ドーナツ」等の商品の取扱い方が困難である。</p> <p>⑥製造毎の季節・気候によって風味が変わるため、味を調える為にその都度黒糖の配合を調整している。</p> <p>かりんとう及びかりんとうの名称を使っている商品等の黒糖の原産地表示については、表示義務対象外とするか、要件Ⅱの「製品原材料のうち単一の農畜産水産物の重量の割合が50%以上である商品」の適用をお願い申し上げます。(2件)</p>	<p>黒糖加工品については、製品原材料のうち黒糖の重量の割合が50%以上である商品等とすることとして、Q&Aで整理します。</p>
<p>かりんとうにおける黒糖(含蜜糖)の配合比は20～25%程度です。又、製造規模が小さい為、一定の産地から含蜜糖の仕入れが難しく、かつてNHKでドラマが放映された際には沖縄の製糖メーカーは土産物販売に走り、我々零細業者は危うく倒産の憂き目に会うところでした。これ等の教訓を生かし原料の収集を多方面に広げて参ったのですが、最近では中国の評判が消費者に、メディアなどの情報により非常に悪くなっています。この様な時期に本来配合率50%以下の製品にまで表示義務が及びますと、我々零細企業は本当にこんどこそ倒産の憂き目に会うと思います。</p> <p>弊社などはPB商品も多いので、流通業界はそのあたりの斟酌はなしに自企業への批判のみを心配し全てを我々下請け又は、製造委託メーカーの責任としてきますので(負の強調表示)、とても心配です。</p>	

注) 上記以外の意見として、てん菜(ビート)を原料として製造される含みつ糖の名称に「ビート黒糖」などの用語使用を認めるべきとの意見(14件)、経節に関する品質表示基準制定・原料原産地義務化を要望する意見(2件)及び意見募集の際の添付資料中の「22食品群」に関する意見(1件)がありました。案に対する御意見ではなかったものの、御意見として承りました。